

新旧対照表

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

改正後	改正前
<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則</p>
<p>平成二十九年十二月二十六日 規則第四十八号</p>	<p>平成二十九年十二月二十六日 規則第四十八号</p>
<p>改正 平成三二年 二月 一日規則第令和 二年 三月三十一日規則第 六号 三三号 令和 三年 六月二二日規則第令和 五年 三月三十一日規則第 三三三号 九号</p>	<p>改正 平成三二年 二月 一日規則第令和 二年 三月三十一日規則第 六号 三三号 令和 三年 六月二二日規則第令和 五年 三月三十一日規則第 三三三号 九号</p>
<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 (趣旨)</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 (趣旨)</p>
<p>第一条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年千葉県条例第六十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (条例別表第一の規則で定める事務)</p>	<p>第一条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年千葉県条例第六十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (条例別表第一の規則で定める事務)</p>
<p>第二条 条例別表第一第一号の規則で定める事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p>	<p>第二条 条例別表第一第一号の規則で定める事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p>
<p>一 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和三十五年法律第四百四十四号）第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 二 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十四条第二項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 三 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務</p>	<p>一 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和三十五年法律第四百四十四号）第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 二 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 三 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務</p>

改正後	改正前
<p>四 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務</p> <p>五 生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する準ずる保護（生活保護法の保護に準ずる保護をいう。以下同じ。）に係る資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>六 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>七 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>八 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の八第一項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務</p> <p>九 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務</p> <p>十 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う準ずる保護に係る徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う準ずる保護に係る徴収金の徴収を含む。）に関する事務</p>	<p>四 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務</p> <p>五 生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する準ずる保護（生活保護法の保護に準ずる保護をいう。以下同じ。）に係る資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>六 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>七 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>八 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の八第一項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務</p> <p>九 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務</p> <p>十 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う準ずる保護に係る徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う準ずる保護に係る徴収金の徴収を含む。）に関する事務</p>
<p>追加〔令和五年規則九号〕</p>	<p>追加〔令和五年規則九号〕</p>
<p>第三条 条例別表第一第二号の規則で定める事務は、私立高等学校等奨学のための給付金（同号に規定する私立高等学校等奨学のための給付金をいう。以下同じ。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>第三条 条例別表第一第二号の規則で定める事務は、私立高等学校等奨学のための給付金（同号に規定する私立高等学校等奨学のための給付金をいう。以下同じ。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>
<p>追加〔平成三一年規則六号〕、一部改正〔令和五年規則九号〕</p>	<p>追加〔平成三一年規則六号〕、一部改正〔令和五年規則九号〕</p>
<p>第四条 条例別表第一第三号の規則で定める事務は、私立の高等学校若しくは中等教育学校（後期課程に限る。）又は専修学校（高等課程に限り、准看護師の養成を目的とするものを除く。）の設置者に対して交付する授業料の減免に要する経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>第四条 条例別表第一第三号の規則で定める事務は、私立の高等学校若しくは中等教育学校（後期課程に限る。）又は専修学校（高等課程に限り、准看護師の養成を目的とするものを除く。）の設置者に対して交付する授業料の減免に要する経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>
<p>追加〔令和二年規則三八号〕、一部改正〔令和五年規則九号〕</p>	<p>追加〔令和二年規則三八号〕、一部改正〔令和五年規則九号〕</p>
<p>第五条 条例別表第一第四号の規則で定める事務は、私立の高等学校又は中等教育学校（後期課程に限る。）の設置者に対して交付する入学金の負担を軽</p>	<p>第五条 条例別表第一第四号の規則で定める事務は、私立の高等学校又は中等教育学校（後期課程に限る。）の設置者に対して交付する入学金の負担を軽</p>

改正後	改正前
<p>減するための経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>追加〔令和二年規則三八号〕、一部改正〔令和五年規則九号〕</p> <p>第六条 条例別表第一第五号の規則で定める事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 私立高等学校等学び直し支援金（条例別表第一第五号に規定する私立高等学校等学び直し支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>二 私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。第十九条を除き、以下同じ。）の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>追加〔平成三一年規則六号〕、一部改正〔令和二年規則三八号・三年三三号・五年九号〕</p> <p>第七条 条例別表第一第六号の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条の規定により支弁すべき経費を除く。）の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。</p> <p>一部改正〔平成三一年規則六号・令和二年三八号・五年九号〕</p> <p>第八条 条例別表第一第七号の規則で定める事務は、国公立高等学校等奨学のための給付金（同号に規定する国公立高等学校等奨学のための給付金をいう。以下同じ。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>追加〔平成三一年規則六号〕、一部改正〔令和二年規則三八号・五年九号〕</p> <p>第九条 条例別表第一第八号の規則で定める事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 公立高等学校学び直し支援金（条例別表第一第八号に規定する公立高等学校学び直し支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事</p>	<p>減するための経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>追加〔令和二年規則三八号〕、一部改正〔令和五年規則九号〕</p> <p>第六条 条例別表第一第五号の規則で定める事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 私立高等学校等学び直し支援金（条例別表第一第五号に規定する私立高等学校等学び直し支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>二 私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。第十九条を除き、以下同じ。）の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>追加〔平成三一年規則六号〕、一部改正〔令和二年規則三八号・三年三三号・五年九号〕</p> <p>第七条 条例別表第一第六号の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条の規定により支弁すべき経費を除く。）の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。</p> <p>一部改正〔平成三一年規則六号・令和二年三八号・五年九号〕</p> <p>第八条 条例別表第一第七号の規則で定める事務は、国公立高等学校等奨学のための給付金（同号に規定する国公立高等学校等奨学のための給付金をいう。以下同じ。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>追加〔平成三一年規則六号〕、一部改正〔令和二年規則三八号・五年九号〕</p> <p>第九条 条例別表第一第八号の規則で定める事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 公立高等学校学び直し支援金（条例別表第一第八号に規定する公立高等学校学び直し支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事</p>

改正後	改正前
<p>務</p> <p>一 公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>追加〔平成三十一年規則六号〕、一部改正〔令和二年規則三八号・五年九号〕</p>	<p>務</p> <p>一 公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>追加〔平成三十一年規則六号〕、一部改正〔令和二年規則三八号・五年九号〕</p>
<p>第十条 条例別表第一第九号の規則で定める事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 公立高等学校等専攻科修学のための支援金（条例別表第一第九号に規定する公立高等学校等専攻科修学のための支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>一 公立高等学校等専攻科修学のための支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>追加〔令和三年規則三三三号〕、一部改正〔令和五年規則九号〕</p> <p>（条例別表第二の規則で定める事務及び情報）</p>	<p>第十条 条例別表第一第九号の規則で定める事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 公立高等学校等専攻科修学のための支援金（条例別表第一第九号に規定する公立高等学校等専攻科修学のための支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>一 公立高等学校等専攻科修学のための支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>追加〔令和三年規則三三三号〕、一部改正〔令和五年規則九号〕</p> <p>（条例別表第二の規則で定める事務及び情報）</p>
<p>第十一条 条例別表第二第一号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務（以下「生活保護事務」という。）とし、同表第一号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号。以下「省令」という。）第四十四条第一号に掲げる事務 同号に規定する者（以下「要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報</p> <p>ロ 私立高等学校等奨学のための給付金の支給対象者、支給金額及び支給日に関する情報</p> <p>ハ 私立高等学校等学び直し支援金の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報</p> <p>一 省令第四十四条第二号に掲げる事務 要保護者等に係る前号イからハまでに掲げる情報</p>	<p>第十一条 条例別表第二第一号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務（以下「生活保護事務」という。）とし、同表第一号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号。以下「省令」という。）第四十四条第一号に掲げる事務 同号に規定する者（以下「要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報</p> <p>ロ 私立高等学校等奨学のための給付金の支給対象者、支給金額及び支給日に関する情報</p> <p>ハ 私立高等学校等学び直し支援金の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報</p> <p>一 省令第四十四条第二号に掲げる事務 要保護者等に係る前号イからハまでに掲げる情報</p>

改正後	改正前
三 省令第四十四条第三号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報	三 省令第四十四条第三号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報
四 省令第四十四条第四号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報	四 省令第四十四条第四号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報
五 省令第四十四条第五号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報	五 省令第四十四条第五号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報
六 省令第四十四条第六号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報	六 省令第四十四条第六号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報
追加〔令和五年規則九号〕	追加〔令和五年規則九号〕
第十二条 条例別表第二第二号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務（以下「外国人生活保護事務」という。）とし、同表第二号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。	第十二条 条例別表第二第二号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務（以下「外国人生活保護事務」という。）とし、同表第二号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 準ずる保護を必要とする状態にある外国人又は準ずる保護を受けていた外国人（以下「外国人要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報	一 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 準ずる保護を必要とする状態にある外国人又は準ずる保護を受けていた外国人（以下「外国人要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報
イ 前条第一号イからハまでに掲げる情報	イ 前条第一号イからハまでに掲げる情報
ロ 省令第四十四条第一号ロからタまで、ノ及びオに掲げる情報	ロ 省令第四十四条第一号ロからタまで、ノ及びオに掲げる情報
二 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 外国人要保護者等に係る前号イ及びロに掲げる情報	二 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 外国人要保護者等に係る前号イ及びロに掲げる情報
三 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イ及びロに掲げる情報	三 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イ及びロに掲げる情報
四 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イ及びロに掲げる情報	四 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イ及びロに掲げる情報
五 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イ及びロに掲げる情報	五 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イ及びロに掲げる情報
六 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規	六 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規

改正後	改正前
<p>定に準じて行う準ずる保護に係る徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う準ずる保護に係る徴収金の徴収を含む。）に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イ及びロに掲げる情報</p> <p>追加〔令和五年規則九号〕</p> <p>第十三条 条例別表第二第三号の規則で定める事務は、私立高等学校等奨学のための給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同号の規則で定める情報は、当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次の各号に掲げる情報とする。</p> <p>一 生活保護実施関係情報（生活保護法第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報をいう。以下同じ。）</p> <p>二 外国人生活保護実施関係情報（生活に困窮する外国人に対する生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報をいう。以下同じ。）</p> <p>追加〔令和五年規則九号〕</p> <p>第十四条 条例別表第二第四号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第四号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 生活保護実施関係情報</p> <p>ロ 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>二 私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 生活保護実施関係情報</p>	<p>定に準じて行う準ずる保護に係る徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う準ずる保護に係る徴収金の徴収を含む。）に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イ及びロに掲げる情報</p> <p>追加〔令和五年規則九号〕</p> <p>第十三条 条例別表第二第三号の規則で定める事務は、私立高等学校等奨学のための給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同号の規則で定める情報は、当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次の各号に掲げる情報とする。</p> <p>一 生活保護実施関係情報（生活保護法第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報をいう。以下同じ。）</p> <p>二 外国人生活保護実施関係情報（生活に困窮する外国人に対する生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報をいう。以下同じ。）</p> <p>追加〔令和五年規則九号〕</p> <p>第十四条 条例別表第二第四号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第四号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 生活保護実施関係情報</p> <p>ロ 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>二 私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 生活保護実施関係情報</p>

改正後	改正前
ロ 外国人生活保護実施関係情報 追加〔令和五年規則九号〕	ロ 外国人生活保護実施関係情報 追加〔令和五年規則九号〕
第十五条 条例別表第二第五号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第五号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。	第十五条 条例別表第二第五号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第五号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一 省令第十五条第一号に掲げる事務 同号ロに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報	一 省令第十五条第一号に掲げる事務 同号ロに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
二 省令第十五条第二号に掲げる事務 同号ロに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報	二 省令第十五条第二号に掲げる事務 同号ロに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
三 省令第二十条第一号に掲げる事務 同号へに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報	三 省令第二十条第一号に掲げる事務 同号へに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
四 省令第二十条第二号に掲げる事務 同号ロに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報	四 省令第二十条第二号に掲げる事務 同号ロに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
五 省令第二十条第三号に掲げる事務 同条第二号ロに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報	五 省令第二十条第三号に掲げる事務 同条第二号ロに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
六 省令第二十条第四号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報	六 省令第二十条第四号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
七 省令第二十二条第一号に掲げる事務 同号ヲに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報	七 省令第二十二条第一号に掲げる事務 同号ヲに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
八 省令第二十二条第二号に掲げる事務 同号ヌに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報	八 省令第二十二条第二号に掲げる事務 同号ヌに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
九 省令第二十二条第三号に掲げる事務 同号ハに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報	九 省令第二十二条第三号に掲げる事務 同号ハに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
十 省令第二十二条第四号に掲げる事務 同号ルに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報	十 省令第二十二条第四号に掲げる事務 同号ルに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
十一 省令第二十二条第五号に掲げる事務 同条第一号ヲに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報	十一 省令第二十二条第五号に掲げる事務 同条第一号ヲに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
十二 省令第二十二条第六号に掲げる事務 同号ヌに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報	十二 省令第二十二条第六号に掲げる事務 同号ヌに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
十三 省令第二十二条第八号に掲げる事務 同号ヲに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報	十三 省令第二十二条第八号に掲げる事務 同号ヲに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
十四 省令第四十二条に掲げる事務 同条に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報	十四 省令第四十二条に掲げる事務 同条に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

改正後	改正前
<p>国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学・就職準備給付金関係情報</p>	<p>国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金関係情報</p>
<p>四十二 省令第二百二十七条第五号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学・就職準備給付金関係情報</p>	<p>四十二 省令第二百二十七条第五号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金関係情報</p>
<p>四十三 省令第二百二十七条第六号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学・就職準備給付金関係情報</p>	<p>四十三 省令第二百二十七条第六号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金関係情報</p>
<p>四十四 省令第五百五十三条第一号に掲げる事務 同号イに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p>	<p>四十四 省令第五百五十三条第一号に掲げる事務 同号イに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p>
<p>四十五 省令第五百五十三条第二号に掲げる事務 同号イに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p>	<p>四十五 省令第五百五十三条第二号に掲げる事務 同号イに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p>
<p>四十六 省令第六十条第一号に掲げる事務 同号ロに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p>	<p>四十六 省令第六十条第一号に掲げる事務 同号ロに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p>
<p>四十七 省令第六十条第二号に掲げる事務 同号ロに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p>	<p>四十七 省令第六十条第二号に掲げる事務 同号ロに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p>
<p>追加〔令和五年規則九号〕</p>	<p>追加〔令和五年規則九号〕</p>
<p>(条例第四条の規則で定めるもの)</p>	<p>(条例第四条の規則で定めるもの)</p>
<p>第十六条 条例第四条の規則で定めるものは、独立行政法人海技教育機構法(平成十一年法律第二百十四号)に基づき独立行政法人海技教育機構(海技士教育科海技課程の本科に限る。)とする。</p>	<p>第十六条 条例第四条の規則で定めるものは、独立行政法人海技教育機構法(平成十一年法律第二百十四号)に基づき独立行政法人海技教育機構(海技士教育科海技課程の本科に限る。)とする。</p>
<p>追加〔令和二年規則三八号〕、一部改正〔令和三年規則三三号・五年九号〕</p>	<p>追加〔令和二年規則三八号〕、一部改正〔令和三年規則三三号・五年九号〕</p>
<p>(条例別表第三の規則で定める事務及び情報)</p>	<p>(条例別表第三の規則で定める事務及び情報)</p>
<p>第十七条 条例別表第三第一号の規則で定める事務は、生活保護事務とし、同表第一号の規則で定める情報は、要保護者等に係る次の各号に掲げる情報とする。</p>	<p>第十七条 条例別表第三第一号の規則で定める事務は、生活保護事務とし、同表第一号の規則で定める情報は、要保護者等に係る次の各号に掲げる情報とする。</p>
<p>一 特別支援学校への就学のため必要な経費(特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の規定により支弁すべき経費を除く。)の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報</p>	<p>一 特別支援学校への就学のため必要な経費(特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の規定により支弁すべき経費を除く。)の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報</p>
<p>二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報</p>	<p>二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報</p>
<p>三 国公立高等学校等奨学のための給付金の支給対象者、支給金額及び支給</p>	<p>三 国公立高等学校等奨学のための給付金の支給対象者、支給金額及び支給</p>

改正後	改正前
<p>日に関する情報</p> <p>四 公立高等学校学び直し支援金の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報</p> <p>五 公立高等学校等専攻科修学のための支援金の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報</p> <p>六 省令第四十四条第一号ウ及びキに掲げる情報 追加〔令和五年規則九号〕</p> <p>第十八条 条例別表第三第二号の規則で定める事務は、外国人生活保護事務とし、同表第二号の規則で定める情報は、外国人要保護者等に係る前条各号に掲げる情報とする。 追加〔令和五年規則九号〕</p> <p>第十九条 条例別表第三第三号の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の規定により支弁すべき経費を除く。）の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同号の規則で定める情報は、同法第二条第一項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る次の各号に掲げる情報とする。</p> <p>一 生活保護実施関係情報</p> <p>二 外国人生活保護実施関係情報 一部改正〔平成三一年規則六号・令和二年三八号・三年三三号・五年九号〕</p> <p>第二十条 条例別表第三第四号の規則で定める事務は、国公立高等学校等奨学のための給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同号の規則で定める情報は、当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次の各号に掲げる情報とする。</p> <p>一 生活保護実施関係情報</p> <p>二 外国人生活保護実施関係情報 追加〔平成三一年規則六号〕、一部改正〔令和二年規則三八号・三年三三号・五年九号〕</p> <p>第二十一条 条例別表第三第五号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第五号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実につい</p>	<p>日に関する情報</p> <p>四 公立高等学校学び直し支援金の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報</p> <p>五 公立高等学校等専攻科修学のための支援金の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報</p> <p>六 省令第四十四条第一号ウ及びキに掲げる情報 追加〔令和五年規則九号〕</p> <p>第十八条 条例別表第三第二号の規則で定める事務は、外国人生活保護事務とし、同表第二号の規則で定める情報は、外国人要保護者等に係る前条各号に掲げる情報とする。 追加〔令和五年規則九号〕</p> <p>第十九条 条例別表第三第三号の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の規定により支弁すべき経費を除く。）の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同号の規則で定める情報は、同法第二条第一項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る次の各号に掲げる情報とする。</p> <p>一 生活保護実施関係情報</p> <p>二 外国人生活保護実施関係情報 一部改正〔平成三一年規則六号・令和二年三八号・三年三三号・五年九号〕</p> <p>第二十条 条例別表第三第四号の規則で定める事務は、国公立高等学校等奨学のための給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同号の規則で定める情報は、当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次の各号に掲げる情報とする。</p> <p>一 生活保護実施関係情報</p> <p>二 外国人生活保護実施関係情報 追加〔平成三一年規則六号〕、一部改正〔令和二年規則三八号・三年三三号・五年九号〕</p> <p>第二十一条 条例別表第三第五号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第五号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実につい</p>

改正後	改正前
<p>ての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 生活保護実施関係情報</p> <p>ロ 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>一 公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 生活保護実施関係情報</p> <p>ロ 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>追加〔令和五年規則九号〕</p>	<p>ての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 生活保護実施関係情報</p> <p>ロ 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>一 公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 生活保護実施関係情報</p> <p>ロ 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>追加〔令和五年規則九号〕</p>
<p>第二十二条 条例別表第三第六号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第六号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 公立高等学校等専攻科修学のための支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 生活保護実施関係情報</p> <p>ロ 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>一 公立高等学校等専攻科修学のための支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 生活保護実施関係情報</p> <p>ロ 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>追加〔令和五年規則九号〕</p>	<p>第二十二条 条例別表第三第六号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第六号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 公立高等学校等専攻科修学のための支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 生活保護実施関係情報</p> <p>ロ 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>一 公立高等学校等専攻科修学のための支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 生活保護実施関係情報</p> <p>ロ 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>追加〔令和五年規則九号〕</p>
<p>第二十三条 条例別表第三第七号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第七号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 省令第六十一条第二号に掲げる事務 同号イに規定する者に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 生活保護実施関係情報</p> <p>ロ 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>一 省令第六十五条に掲げる事務 同条に規定する者に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 生活保護実施関係情報</p>	<p>第二十三条 条例別表第三第七号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第七号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 省令第六十一条第二号に掲げる事務 同号イに規定する者に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 生活保護実施関係情報</p> <p>ロ 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>一 省令第六十五条に掲げる事務 同条に規定する者に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 生活保護実施関係情報</p>

改正後	改正前
<p>ロ 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>三 省令第百五十三條第一号に掲げる事務 同号イに規定する者に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 生活保護実施関係情報</p> <p>ロ 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>四 省令第百五十三條第二号に掲げる事務 同号イに規定する者に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 生活保護実施関係情報</p> <p>ロ 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>追加〔令和五年規則九号〕</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成三十年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成三十一年二月一日規則第六号）</p> <p>この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（令和二年三月三十一日規則第三十八号）</p> <p>この規則は、令和二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（令和三年六月二十二日規則第三十三号）</p> <p>この規則は、令和三年七月一日から施行する。</p> <p>附 則（令和五年三月三十一日規則第九号）</p> <p>この規則は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和六年五月二十七日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>ロ 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>三 省令第百五十三條第一号に掲げる事務 同号イに規定する者に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 生活保護実施関係情報</p> <p>ロ 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>四 省令第百五十三條第二号に掲げる事務 同号イに規定する者に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 生活保護実施関係情報</p> <p>ロ 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>追加〔令和五年規則九号〕</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成三十年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成三十一年二月一日規則第六号）</p> <p>この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（令和二年三月三十一日規則第三十八号）</p> <p>この規則は、令和二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（令和三年六月二十二日規則第三十三号）</p> <p>この規則は、令和三年七月一日から施行する。</p> <p>附 則（令和五年三月三十一日規則第九号）</p> <p>この規則は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和六年五月二十七日から施行する。</p>